

令和7年7月

令和6年度統計法施行状況に関する審議について（案）

1 基本的な考え方

- 標記審議は、統計法第55条の枠組みの中で、基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを統計委員会が把握することにより、同法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施する。
- 令和6年度の統計法施行状況については、統計委員会への報告を踏まえ、各府省における取組の更なる推進を促すため、重要事項を絞り込んだ上で審議を行う。

2 審議の具体的な進め方

(1) 審議の方法及びスケジュール

- 7月：
 - ・ 令和6年度統計法施行状況の報告及び審議について企画部会に付託
 - ・ 総務省から施行状況について報告
 - ・ 審議の具体的な進め方及び審議事項の決定
- 8月：
 - ・ 関係府省からの提出資料に基づくヒアリング
- 9月：
 - ・ 審議結果の取りまとめ

(2) 審議事項

第IV期基本計画の2年度目に当たる令和6年度については、前年度の審議内容¹を踏まえつつ、有意義かつ効率的な審議を行う観点から、基本計画別表の「第2 公的統計の整備に関する事項」²に掲げられた項目について、以下の考え方に基づき、別添のとおり、審議事項を選定する。

- ・ 実施時期が令和5年度（2023年度）又は令和6年度（2024年度）からとされているもの
- ・ 各府省における取組が進捗しており、かつ統計委員会（分科会及び部会を含む。）における審議が過去2年間行われておらず、今後も予定されていないもの

¹ 21世紀出生児縦断調査（文部科学省及び厚生労働省）、PDCAサイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況（総務省）及び国際貢献の状況（総務省）の3項目を審議。

² 基本計画別表の「第3 公的統計の策定・提供・利用の基盤整備」については、大半が統計作成プロセス部会、デジタル部会等の審議対象。

令和6年度統計法施行状況に関する審議対象事項(案)

資料2-1 別添

【基本計画 事項別推進状況】

No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	令和6年度(2024年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
36	○ 消費動向指数(C T I)については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 消費動向指数について、有識者を交えた「消費統計研究会」及び産官学連携の「消費動向指数研究協議会」(研究評議会)において更なる速報性と精度向上に向けた検証を行い、課題を整理するなどの検討を行った。	実施・検討予定
46	○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。	観光庁	令和5年度(2023年度)から実施する。	・ 宿泊旅行統計調査については、精度向上に向けて令和6年度(2024年度)に層化基準の見直しに向けた調査を実施した。令和7年度(2025年度)においては前述の調査の結果を基に調査計画の見直しを実施予定である。 旅行・観光消費動向調査については、回答中に一部エラーチェック(回答の矛盾など)を実施可能なオンライン回答の推進を進めることで回答精度を向上させつつ、令和6年度(2024年度)には標本設計手法並びにサンプル数の見直しを図り、令和7年度調査より変更後のサンプル数での調査を開始予定。令和7年度(2025年度)においては精度向上及び負担軽減に向け、調査手法に係る検討業務を実施予定である。 訪日外国人消費動向調査については、令和6年度(2024年度)より「インバウンド消費動向調査」として調査を実施しているところ。今後も調査対象や調査方法等の見直しに向けた検討を行う。	継続実施